

大学(大学院)としての教員養成に対する理念等について

平成19年 9月 3日 学務審議会
平成30年 3月30日 理事(教育・学生支援・
教育国際交流担当) 裁定
令和元年11月26日 理事(教育・学生支援・教育
国際交流担当) 裁定

(※括弧書きの文言は、「大学院としての教員養成に対する理念等について」の記載の際に加えられます。)

1 教員養成に対する理念・構想

東北大学の理念である研究第一、門戸開放に基づき、社会の発展と新たな知の創造を担う指導的人材の養成を目指し、学校教育において貢献できる(深い学識と卓越した能力を持つ)教員を育成する。

2 教職課程の設置趣旨

東北大学の理念である研究第一、門戸開放に基づき、社会の発展と新たな知の創造を担う(深い学識と卓越した能力を持つ)優れた指導的教員を育成し、我が国の学校教育の発展に寄与するため教職課程を設置する。

3 教職課程の質の向上や学生に対する責任ある教職指導のための組織的な取り組みを含めた教職指導体制

(1) 学務審議会教職課程委員会

学務審議会の下に置かれる教職課程委員会において、学部及び大学院の教職課程に係る教育課程の編成、教職科目の開設並びに教育実習及び介護等の体験に関する事項を処理し、教職課程の質の向上や学生に対する責任ある教職指導体制を確立する。

教職課程委員会の構成 学務審議会の委員 若干人

教育学研究科長が推薦する教授、准教授又は講師 若干人

(2) 学務審議会教職課程委員会教育実習実施委員会

学務審議会教職課程委員会の下に置かれる教育実習実施委員会において、教育実習及び介護等の体験の運営に関し、学部、研究科及び関係機関の連絡調整を行う。

教育実習実施委員会の構成 各研究科の教務担当教員 各1人

(3) 教育実習運営協議会

教育実習運営協議会において、教育実習を進めるに当たっての諸問題について各関係者と協議を行い、今後の教育実習の改善を図る。

教育実習運営協議会の構成 宮城県教育委員会教育長、仙台市教育委員会教育長、
宮城県高等学校長協会会長、仙台市中学校長会会長、
宮城県特別支援学校長会会長
本学：理事、教育学研究科長、教育実習実施委員

(参考) 学務審議会の構成

- 一 総長が指名する理事又は副学長
- 二 各研究科の教務に関する事項を所掌する委員会の委員長
- 三 各附置研究所の教授 各1人
- 四 東北アジア研究センターの教授 1人
- 五 高度教養教育・学生支援機構長
- 六 高度教養教育・学生支援機構副機構長
- 七 高度教養教育・学生支援機構の教授 若干人
- 八 データ駆動科学・A I 教育研究センター長
- 九 データ駆動科学・A I 教育研究センターの教授 若干人
- 十 その他学務審議会が必要と認めた者 若干人

4 教職課程の運営における都道府県及び市区町村教育委員会との連携・協力に関する取り組

み

教職課程の運営にあたり、仙台市内及び近郊の中学校、高等学校及び特別支援学校を教育実習校として確保する「協力校方式」を通じて、宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会との連携・協力に取り組んでいる。さらに、教育関連機関による教育実習運営協議会を開催し、教育実習を進めるに当たっての諸問題について協議し改善を図っている。

5 教職課程の運営を通じた地域社会への貢献に関する取り組み

教職課程の運営を通じ、宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会と連携して、高等学校での高大連携特別授業の実施、社会教育主事講習などの開放講座の実施、現職教員を含む一般市民を対象とした県民大学や公開講座の実施などの教育支援事業を行い、地域社会への貢献に取り組んでいる。